



# TJ Prannarai

## COMMUNICATION CO., LTD.

42 Tower, Room 2102, 21<sup>st</sup> Floor, 65 Soi Sukhumvit 42 (Kluaynamthai), Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110  
Tel: 0-2712-3199 Fax: 0-2712-3201 URL: <http://www.tjprannarai.co.th>

บริษัท ทีเจ พรานนาราย คอมมูนิเคชัน จำกัด อาคาร 42 ทาวเวอร์ ห้อง 2102 ชั้น 21 เลขที่ 65 ซอย สุขุมวิท 42 (กล้วยน้ำไท) ต.สุขุมวิท แขวงพระโขนง เขตคลองเตย กรุงเทพฯ 10110

## タイ国 法律改訂情報 Vol. 53 (2015年5月21日発行)

みなさん、こんにちは。今回のタイ国法律改定情報 Vol. 53 は「労災が起きたとき」をお送り致します。

購読者様より「会社内で労災が起きたときの手続きや概要を知りたい」とのご要望を多数頂きました。労災は無いことがベストです。しかし、万が一発生した場合に、実際はどんな流れで進んでいるのかを知りたいとの声を頂きました。情報量が膨大なため、重要だと思われ、経営者に関連がある部分を抜粋してお送り致します。

### 労災が起きたとき：概要と手続きの流れ

労働災害（以下、労災）とは、「労働者が業務上、負傷、疾病、障害又は死亡すること」をいいます。会社は、会社の業務形態に応じて労災保険基金に積立を行います。積立金の支払いは毎年1回、従業員の給料のおよそ0.4%~5%となっており、会社が負担します。積立金額は、会社の業務の危険度数に応じて変動します。例えば、当社は非製造業でオフィスでの仕事となり、労災が起きることはほぼありません。よって積立金額は0.4%です。製造業は1~5%となっており、業務の危険度合いに応じて積立額が異なり、また積立金のパーセントは会社が選択することが可能です。民間の保険（例：自動車保険など）と同様、ある年の労災がゼロだった場合は、積立金のパーセントは減少し、労災が発生したり、頻発しているなど場合は積立金のパーセントは増加します。

労災が発生した時の医療費は以下の通りです。

#### 【医療費について（2015年2月20日より適用）労災保険基金ホームページより一部抜粋】

被雇用者が業務による危険に遭遇した場合や負傷疾病した場合、雇用者は50,000 バーツ以内で必要に応じて実費に従い医療費を支給する。

次の状態に被雇用者の危険遭遇や負傷疾病について医療費が50,000 バーツを超過した場合、雇用者は100,000 バーツ以内で必要に応じて実費に従い医療費を支給する。

1. 複数の内臓の重篤な負傷で手術を受ける必要がある場合
2. 複数の箇所の骨の重篤な負傷で手術を受ける必要がある場合
3. 頭部の重篤な負傷で開頭手術を受ける必要がある場合
4. 背骨、脊髄、神経の重篤な負傷の場合

5. 複雑な臓器手術が必要な症状の場合
6. 火災、熱湯、化学薬品、電気による危険に遭遇し、身体全体の 25%以上に真皮層に達する深い皮膚の損傷がある場合
7. 政府が告示し定めるその他の重篤もしくは慢性的な危険遭遇や負傷疾病の場合

次の状態に被雇用者の危険遭遇や負傷疾病について追加で 300,000 パーツの医療費を支給しても不足する場合、雇用者は必要に応じて実費に従い医療費を支給する。医療費の合計は 500,000 パーツ以内でなければならない。

1. 2 件以上の 1. から 6. に基づく危険遭遇や負傷疾病の場合
2. 20 日以上的人工呼吸器の使用や重症患者室や ICU、火災・熱湯患者室での治療が必要な 1. から 6. に基づく危険遭遇や負傷疾病の場合
3. 30 日以上連続で治療が必要となる脳や脊髄の重篤な負傷の場合
4. 重要な器官の損傷につながる重篤もしくは慢性的な危険遭遇や負傷疾病の場合

まだ医療費が不足する場合、雇用者は必要に応じて実費に従い医療費を支給する。ただし総額で 1,000,000 パーツを超過しないものとする。この際、医師団が審査し、取締役会が同意する。

被雇用者が入院し、病室代、食費、看護サービス料、一般サービス料に関する諸費用が生じる場合、雇用者は実費に従い日額 1,300 パーツ以内の費用を支給する。

＜備考＞

1. 労災保険基金の合意する医療機関で治療する被雇用者は医療費を負担する必要はない。
2. 他の医療機関で治療する場合、医療費を立て替え払いし、90 日以内に労災保険基金から支給を受ける。
3. 雇用者は危険遭遇通知フォーム（KorThor16）、被雇用者治療送致フォーム（KorThor44）を雇用者が認識した日から 15 日以内に提出しなければならない。

#### 【労災と認定されるには】

業務上、負傷、疾病、障害となり、3 日以上勤務することが出来ないと医師により判断された場合。

#### 【補償の 4 つのケース】

1. 3 日以上の治療が必要な場合。しかし 1 年を超えないこと。
2. 身体の機能を失った場合（例：四肢切断など）（補償は 10 年を超えないこと）。
3. 障害が残った場合（補償は 15 年）。
4. 死亡（補償は 8 年）。

### 【補償金について】

基本給料の 60%の補償。

#### <日給の場合>

最低賃金である「300 THB」を基礎とし、日数は「26 日」で計算する。

$300 \text{ THB} \times 26 \text{ 日} \times 60\% = 4,680 \text{ THB}$

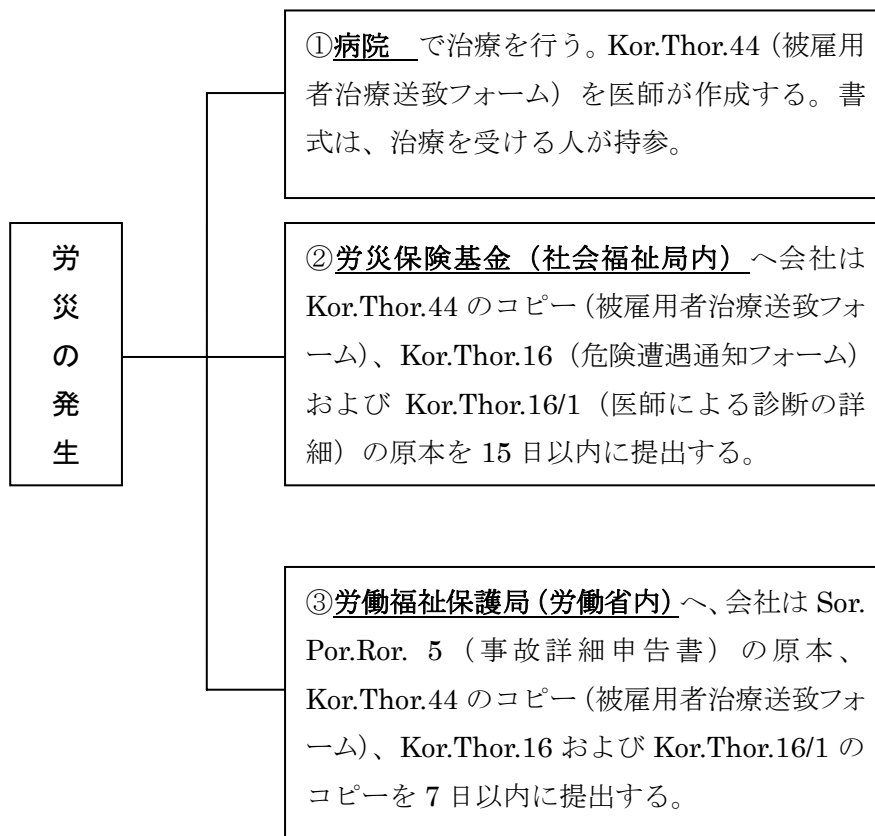
#### <月給の場合>

月給は「20,000 THB」を上限とする。月給が 20,001 THB を超える分については算入しない。

$20,000 \text{ THB} \times 60\% = 12,000 \text{ THB}$

会社が上記の補償金を被雇用者に支払った場合は、「労災保険基金」へ補償金請求を行う。

### 【必要な書類と提出先】



【会社内で事故・災害が発生した場合】

	労働監督官へ電話報告 (発生時に至急)	書類の送付 (7日以内)
①労働者の死亡	○	Sor. Por. Ror. 5 (事故詳細申告書)
②会社が被った災害 (洪水、火災、竜巻など)	○	Sor. Por. Ror. 5 (事故詳細申告書)
③労働者の怪我など (死亡以外の事故)	-	Sor. Por. Ror. 5 (事故詳細申告書) Kor. Tor. 44 (被雇用者治療送致フォーム) Kor. Tor. 16 (危険遭遇通知フォーム) Kor. Tor. 16/1 (医師による診断の詳細)

以上

タイ国法律改定情報は毎月第3木曜日に発行しております。

次回は、2015年6月18日(木)です

過去のバックナンバーは無料でダウンロードが可能です。↓

<http://www.tjprannarai.co.th/jp/consulting/information.html>

お問い合わせは、TJ Prannarai 前田まで ([jpntrans@tjprannarai.co.th](mailto:jpntrans@tjprannarai.co.th))

☆お知らせ☆

5月末に「業務安全・衛生・環境法、危険物法」を出版致します。

改めてご案内致します。

# TJP サービスのご案内

## ★通訳者派遣

半日から対応が可能です。日本語能力検定1級の経験者が対応いたします。

**商談、労働訴訟、技術研修、会計監査、M&A**など難易度が高い案件の対応可能です。

## ★翻訳

日本語・タイ語・英語の相互翻訳を行っております。

**契約書、覚書、法規関連文書**から**マニュアルや仕様書**まで多岐に渡ります。

翻訳経験10年以上のベテラン翻訳者など、スペシャリストが対応いたします。

## ★各種デザイン

書籍やマニュアル、印刷物のレイアウト作成

カタログのデザイン、ポスター作成

リーフレット、ハンドアウト(配布用資料)のデザイン など

\*詳細につきましてはご相談ください。

## ★定型フォーマットの販売

社内で使用される定型フォーマットを販売しております。日本語・タイ語のセットで **1,500THB** です。

「雇用契約書」「警告書」「委任状」「退職届」など、9種類のフォーマットをそろえております。

<http://www.tjprannarai.co.th/jp/consulting/index.html>

## ★各種ご相談

法律関連のご相談は有料となっております。相談料についてはお問い合わせ下さい。

### 【お問い合わせ・無料購読のお申し込み】

TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: [jpntrans@tjprannarai.co.th](mailto:jpntrans@tjprannarai.co.th)

HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>